

## 身体拘束廃止等の適正化のための指針

社会福祉法人日本キングス・ガーデン  
特別養護老人ホーム筑波キングス・ガーデン  
短期入所生活介護事業所  
通所介護事業所  
訪問介護事業所  
居宅介護支援事業所

### 1. 基本方針

筑波キングス・ガーデン運営方針は、身体拘束はせず、安心できる生活の援助を行うことであり、入居者・利用者の生命または身体、精神衛生の保護を行い、緊急やむを得ない場合を除いて、身体拘束、その他の方法により入居者・利用者の行動の制限を行わず、適切なケアの実践に努めるものです。

### 2. 日常のケアにおける留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないための、日常の取り組みについて。

- (1)入居者・利用者主体の生活に努めます。
- (2)言葉遣いや態度で、入居者・利用者の精神衛生を妨げないように努めます。
- (3)入居者・利用者の思いや意向に沿ったケアを行います。

### 3. 緊急、止むを得ない場合の身体拘束実施

(1)入居者・利用者の心身の状況を勘案し、疾病や障害を理解した上で身体拘束を行わないケアを行います。以下の三つの要素をすべて満たす場合には、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。例外三原則。

#### ①切迫性

入居者・利用者本人または他の利用者等の生命または身体が著しく危険にさらされる可能性が高い場合。

#### ②非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に、代替する介護方法がない場合。

#### ③一時性

身体拘束その他の行動制限が、一時的なものである場合。

(身体拘束・行動制限の対象となる具体的行為)

1. 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
2. 転落しないように、ベッドに体幹四肢をひも等で縛る。
3. 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲みきる。
4. 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
5. 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または、皮膚をかきむしらないように手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。

6. 車椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
7. 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
8. 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
9. 他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
10. 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
11. 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

## (2)実施手続き

- ①介護支援専門員、生活相談員、介護職員、看護職員、機能訓練指導員、医師等によるケース検討を行い、例外三原則を確認した上で、管理者の了解・指示を得ます。
- ②入居者・利用者の家族(利用契約保証人)へ説明を行い、同意を得た場合に実施します。
- ③入居者・利用者本人または家族(利用契約保証人)より、同意を得られた場合に、緊急止むを得ない身体拘束に関する説明書(別紙)に署名をしてもらいます。

## (3)記録と開示

実施されたケアの記録をします。様態、実施時間、心身の状況等の内容を記録し、入居者・利用者の家族(利用契約保証人)へ記録の開示を行います。記録の保存は当法人規定に準じます。

## (4)拘束の解除

身体拘束の継続の必要がなくなった場合は、速やかに解除します。

## 4. 身体拘束廃止委員会

- (1)設置の目的として、身体拘束廃止に向けての現状把握と改善に向けての検討を行う場であり、身体拘束を実施せざるを得ない場合には検討と手続きを行います。取り組みについて、全職員への周知を行うものとします。
- (2)構成は、管理者、介護職員、看護職員、機能訓練指導員、介護支援専門員等です。
- (3)開催は、定期的実施するものとし、必要時(対象者が発生する場合等)は、随時実施します。

## 5. 職員研修

介護に関わるすべての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの実施を図るものとして、実施します。定期的な研修とし、採用時研修を行います。

## 6. 閲覧に関して

この指針は、利用者・家族・職員がいつでも閲覧することができます。

(付則)

令和元年6月1日より施行